

## 浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱

令和7年8月1日全部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号。以下「条例」という。）第23条の規定による禁止行為の運用について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所 浜松市火災予防施行規程（昭和62年浜松市消防本部告示第1号。以下「規程」という。）第8条に規定する場所をいう。
- (2) 禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為をいう。
- (3) 解除承認 条例第23条第1項ただし書の規定により、消防署長が指定場所における禁止行為の解除を認めることをいう。
- (4) 大規模な百貨店等 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で床面積の合計が3,000平方メートル以上のものをいう。
- (5) 防火区画 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖するものであること。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- (6) 不燃区画 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であって常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖するものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、建基令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- (7) 階段等 階段室内、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。
- (8) 出入口 道路又は空地に面する出入口をいう。

### (指定場所)

第3条 指定場所の用途に係る取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所を本来用途以外に使用する場合

- ア 本来用途以外で指定場所に該当する用途に使用する場合は、使用する用途の指定場所として規制すること。
  - イ 指定場所以外の用途に使用する場合は、指定場所として規制を適用しないこと。
- (2) 指定場所以外の場所を一時的に規程第8条に掲げる防火対象物の用途に係る指定場所として供する場合（前号に掲げる場合を除く。）は、一時的に使用する用途の指定場所として規制すること。
- (3) 冠婚葬祭を行う場合については、条例第23条の規定は適用しないこと。
- 2 指定場所に関する防火対象物の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 2以上の用途に供する防火対象物の場合は、それぞれの用途に係る指定場所とすること。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第8条に規定する区画がされているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うこと。
- (3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗と同一の防火対象物内に存する飲食の用に供する部分は「飲食店」としてとらえること。
- (4) 一の防火対象物内に複数の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗が存する場合は、当該用途部分（機能従属部分を含む。）の床面積を合算すること。
- 3 指定場所の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、条例第23条第3項第2号、第4項及び第5項の規定により喫煙所を設けた場合は、当該場所から除くものとする。
- (1) 劇場等の舞台は、次の部分とする。
- ア 舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室
  - イ 楽屋、出演者の控室等（アと建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた隔壁で区画され、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）
- (2) 劇場等の客席は、いす席、座り席、立席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。
- (3) 劇場等の公衆の出入りする部分は、第1号の舞台及び前号の客席以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分とする。
- (4) 旅館、ホテル、宿泊所及び公衆浴場の舞台は、第1号の規定の例による。
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台は、第1号の規定の例による。
- (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の売場は、次の部分とする。
- ア 物品陳列販売部分及びその間の通路
  - イ 食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」という。）ただし、次のいずれかに該当する加工場等を除く。
    - (ア) ア又は次号の通常客の出入りする部分（以下「売場等」という。）に隣接しない加工場等

- (イ) 売場等に隣接する加工場等で、全体が不燃区画されているもの（当該不燃区画に設ける開口部のうち、売場等に面する開口部は、第2条第6号に規定する防火戸によらず、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であつて、据付面積の合計2平方メートル以内のはめごろし戸とすること。）
- ウ 売場等に隣接するストック場（売場等に直接面する開口部を有しておらず、ストック場全体が不燃区画されているものを除く。）
- エ 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の各種承り所
- オ 手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設
- (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の通常客の出入りする部分は、次の部分とする。
- ア 物産展、展示会等を行う催事場
- イ 客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
- ウ 前号アに隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等（売場等と不燃区画されたものを除く。）
- エ 階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、休憩所等の客の利用に供する部分
- (8) 屋内展示場の公衆の出入りする部分は、展示ブース等の展示を行う部分及び階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、ロビー等の公衆の利用に供する部分とする。
- (9) 高さ100メートル以上の建築物の公衆の通行の用に供する部分は、階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、展望コーナー、ロビー等の部分とする。
- (10) 車両の駐車場の公衆の出入りする部分とは、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分とする。

(禁止行為)

第4条 禁止行為の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙は、マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為とする。
- (2) 裸火は、炎、火花を発するもの又は赤熱して見える発熱部が外部に露出した状態を使用するもの若しくは外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度がおおむね摂氏400度以上）とするほか、次に掲げるものであること。ただし、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5各号に掲げるがん具煙火のうち、クリスマスクラッカー又は平玉、巻玉等を消費する行為については、裸火の使用行為に含まないものとする。
- ア 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF式等）以外のもの

イ 電気を熱源とする火気使用設備器具のうち、トースター、ヘアドライヤー、電気オーブン等のように発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもので、かつ公的検査機関の検査を受けているもの以外のもの

(3) 危険物品の持込みは、危険物品（浜松市火災予防規則（昭和61年浜松市規則第51号。以下「規則」という。）第10条各号に掲げる物品）を持ち込む全ての行為とする。ただし、常時携帯する軽易なものを持ち込む行為及び次に掲げる行為は、危険物品持込み行為に含まないものとする。

ア 百貨店等の売場において、次に掲げる物品（販売行為の一環としてとらえる試供品又はサンプルを含む。）を陳列、販売する行為

(ア) 危険物に該当する製品（一の承認単位（第7条第6号に規定する承認単位をいう。以下同じ。）当たりの数量が、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

(イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（一の承認単位当たりの数量が、条例別表第7に定める数量の5分の1未満に限る。）

(イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（一の承認単位当たりの数量が、条例別表第7に定める数量の5分の1未満に限る。）

(ウ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。）の適用が除外される容器入り可燃性ガス（一の承認単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム以下に限る。）

(エ) SFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているがん具煙火（一の承認単位当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。）

イ 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）

ウ 車両等の展示行為（運行又は稼動を伴うものを除く。）

エ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み、又は使用する行為

オ 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

カ 解除承認に係る危険物品を密栓された容器で一時的に搬入する行為（必要最小限の量に限る。）

キ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

ク 日常の衛生管理用に手指消毒用アルコール等の危険物品を使用する行為

ケ 第2号ただし書に規定するがん具煙火を消費する行為に伴う当該物品を持ち込む行為

コ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為

サ キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、その他百貨店、高層建築物等の指定場所の範囲に存する飲食の用に供する部分において、従業員の監視のもと、キャンドルなどの可燃性固体類又は料理用固形燃料を使用するために持ち込む行為

(解除承認の基本的事項)

第5条 禁止行為の解除が認められる行為は、社会通念上必要があると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上の支障がないと認められるものであって、その必要最小限の範囲とする。

(解除承認の申請、期間等)

第6条 解除承認の申請は、指定場所ごととする。ただし、次項各号に掲げる恒常的な行為に係る解除承認申請にあっては、当該行為に係る場所ごととする。

2 解除承認の期間は、当該行為に必要な期間とする。ただし、次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認にあっては、期間を定めないことができる。

- (1) 恒常的に火気使用設備器具を用いる行為
- (2) 恒常的に危険物品を持ち込む行為

(解除基準)

第7条 条例第23条第1項ただし書の規定による解除承認の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 指定場所が消防法令又は防火に関するその他の法令に適合していること。
- (2) 解除承認の行為は、承認要件区分（別表第1）に定める承認可能に該当するものであること。
- (3) 解除承認の行為が審査基準（別表第2から別表第6）に適合していること。
- (4) 申請に係る行為、機器等は、資料、実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。
- (5) 申請に係る行為、機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (6) 指定場所ごとを一の承認単位として適用すること。ただし、防火区画された場所は一の承認単位として取り扱うものとする。

(解除承認の特例)

第8条 消防署長は、禁止行為の解除承認に際し、当該行為の位置、構造、機器等から前条の審査基準と同等以上の安全性があると判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、当該審査基準によらないことができる。

(標準処理期間)

第9条 解除承認の申請に対する処分にかかる標準処理期間は、7日とする。

(承認証)

第10条 消防署長は、禁止行為の解除を承認する場合は、禁止行為解除承認証（第1号様式。以下「承認証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により承認証を交付された者は、当該承認証を当該行為に係る指定場所の見易い位置に掲げなければならない。この場合において、承認期間中、常に掲出しておくものとする。

(不承認の通知)

第11条 消防署長は、禁止行為の解除を承認しない場合は、不承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(解除承認の取消)

第12条 浜松市火災予防違反処理規程（平成17年6月30日浜松市消防本部訓令甲第7号）第22条第2項の規定により、消防署長が解除承認の取消しを行う場合における火災予防上必要があると認めるときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解除承認の基準を遵守していない場合
- (2) 解除承認を受けた場所から火災が発生し、当該承認を継続することが火災予防上支障があると認める場合
- (3) 防火対象物又はその部分の事情変更により承認を継続させることが火災予防上支障があると認める場合
- (4) その他消防署長が火災予防上支障があると認める場合

2 消防署長は、前項の規定により解除承認を取り消す場合は、浜松市火災予防違反処理要綱第19条第3項の規定により禁止行為解除承認取消書を交付するものとする。

(標識の設置)

第13条 条例第23条第2項の規定により指定場所に設ける「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」の標識は、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とし、次に掲げる箇所に設けるものとする。

(1) 「禁煙」の標識

ア 規程第8条第1号ア、イ、ウ、エ及びキの舞台にあつては、当該場所の入口の見易い箇所とすること。

イ 規程第8条第1号ア、イ及びウの客席にあつては、客、入場者又は利用者の見易い箇所とすること。

ウ 規程第8条第1号オの売場及び通常客の出入りする部分、同号カの公衆の出入りする部分並びに同号クの公衆の通行の用に供する部分にあつては、客、入場者又は利用者用の入口の見易い箇所とすること。

(2) 「火気厳禁」の標識

ア 規程第8条第1号ア、イ、ウ、エ及びキの舞台にあつては、当該場所の入口の見易い箇所とすること。

イ 規程第8条第1号ア、イ及びウの客席、同号オの売場、通常客の出入りする部分、同号カの公衆の出入りする部分並びに同号クの公衆の通行の用に供する部分にあつては、客、入場者又は利用者が使用する入口の見易い箇所とすること。

(3) 「危険物品持込み厳禁」の標識

禁止場所を有する防火対象物の当該入口等の見易い箇所とすること。

2 条例第23条第3項第2号に規定する喫煙所の標識は、喫煙所の形態に応じた公衆の目に触れやすい箇所に設置するものとする。

(喫煙所の設置)

第14条 条例第23条第3項第2号、第5項及び第6項の規定に基づき設置する喫煙所は、次に掲げる基準により出火防止上支障のない部分に設けるものとする。

(1) 喫煙所は、階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の周囲、避難器具設置場所の周囲又は廊下若しくは通路等の通行の用に供する部分には設けないこと。

(2) 劇場等の客用廊下に長いす、吸殻容器を置いて喫煙所とする場合は、法令に規定する幅員以下にならないこと。この場合において、条例第23条第5項に規定する「通行の用に供しない部分」とは、廊下、通路等が条例及び建築関係法令において規定される幅員を超える部分をいう。

(3) 喫煙所の位置、構造等については、次に定めるところによる。

ア 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から防火上有効な距離を確保すること。ただし、当該距離を確保することができない場合において、準不燃材料の間仕切り、つい立等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りでない。

イ 通行及び避難上支障のない位置で、喫煙所に適したスペース等について、十分検討した位置とすること。

ウ 百貨店等に設ける場合は、床面の色表示、間仕切り等により他の部分と区別すること。

エ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器、いすその他喫煙に必要なもの以外は、存置しないこと。

オ 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いること。

カ 消防用設備等の操作の障害とならない位置とすること。

2 条例第23条第3項第1号又は第5項ただし書に規定する全面的に喫煙の禁止を確保するために消防署長が必要と認める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所又は喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨又は当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
  - (2) 定期的な館内巡視
  - (3) 防火対象物が全面的に禁煙である旨又は当該階が全面的に禁煙である旨、別の階に設けられている喫煙所の案内等の館内一斉放送
  - (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防署長が火災予防上必要と認める措置
- 3 条例第23条第3項第1号及び第5項ただし書に規定する全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置は、次に定めるところによる。
- (1) 「全館禁煙」、「全面禁煙」等の全面的に禁止している旨の標識にあつては、色は赤地、文字を白字とし、大きさは、規則別表第3に規定する禁煙の標識の例によることとし、その他喫煙所の案内、留意事項等を表示する場合にあつては、分かりやすい表示とすること。
  - (2) 標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、条例第23条第4項に規定する図記号の例による。
  - (3) 標識中には、「禁煙」の文字を含むものとし、使用形態に応じた内容とする。

附 則（令和7年8月1日付浜消局達第67号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際改正前の浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における新要綱第2条第6号に規定する不燃区画、第7条第3号の規定による審査基準（別表第4）の適用については、新要綱施行後、新たに当該防火対象物の指定場所に係る増築、改築、修繕及び模様替えの工事がある場合において、当該工事部分の主要構造部の工事が過半とならない限りにおいて、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月日付浜消局達第 号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際浜松市火災予防規則の一部を改正する規則（令和8年浜松市規則第6号）第3条第の規定による改正後の浜松市火災予防規則第10条に掲げる火災予防上危険な物品については、改正後の浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定を適用し、これらに係る浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）第23条第1項ただし書の規定による承認及びその必要な手続その他の行為は、新要綱の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第7条関係）

承認要件区分

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
劇場、映画館、演芸場、 観覧場、公会堂、集会場	舞台	○	○	○
	客席	×	○	○
	公衆の出入りする部分	/	/	○
旅館、ホテル、宿泊所、 公衆浴場	舞台	○	○	○
キャバレー、ナイトクラ ブ、ダンスホール、飲食 店	舞台	○	○	○
百貨店、マーケットその 他の物品販売業を営む店 舗	売場	×	○	○
	通常客の出入りする部 分	×	○	○
屋内展示場	公衆の出入りする部分	×	○	○
高さ100メートル以上 の建築物	公衆の通行の用に供す る部分	×	×	×
車両の停車場	公衆の出入りする部分	/	/	○

備考 「○」は承認可能、「×」は承認不可能、斜線は指定場所に該当しないことを示す。

別表第2（劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、宿泊所、公衆浴場）

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用 （瞬間的な 火炎以外の 裸火）	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。 (ア) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料（※）で覆うこと。 (イ) 火炎を有するもの 周囲の可燃物から、次の表に掲げる距離以上の距離を確保していること。

単位：cm

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火炎の長さ	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140		
	40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360

120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

(2) 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。

ア 危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7号に規定する危険物をいう。以下同じ。）は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。

イ 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。

(3) 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないものであること。

### 3 火薬類を消費するもの

(1) 火花を噴き出す煙火は、次に定めるところによる。

ア 煙火は、固定して消費すること。

イ 消費中の煙火を移動しないこと。

ウ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。

(ア) 上方に噴き出す場合

a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がないこと。

b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。

c aの範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。

d aの範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

(イ) 斜めに噴き出す場合

a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。

b 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がないこと。

c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲内の上方4m及び周囲の2mの部分で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

		<p>d cの範囲内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。</p> <p>e bの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。</p> <p>(ウ) 下方に噴き出す場合</p> <p>a 煙火から床面の高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいないこと。</p> <p>b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。</p> <p>c aの範囲内並びにその範囲の上方2m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。</p> <p>エ 実験により特性を確認したものであること。</p> <p>オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>カ 煙火消費後、排煙の措置を講じること。</p> <p>キ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。</p> <p>ク 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。</p> <p>(2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>イ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</p> <p>ウ 煙火は、飛しょうするものでないこと。</p> <p>エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>オ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。</p> <p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの 2 (1)イ(ア)の規定に適合すること。</p> <p>(2) 火炎を有するもの 2 (1)イ(イ)の規定に適合すること。</p> <p>(3) 微小な火源を有するもの 演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>(4) 瞬間的に燃焼するもの 演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
--	--	--

		<p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上最小限の範囲であること。</p>																																																																																																				
	<p>裸火使用 (瞬間的な火炎による裸火)</p>	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 演出のために必要なものに限ること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>(4) 消火器具を設けること。</p> <p>(5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p> <p>2 気体燃料を熱源とするもの</p> <p>(1) 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。</p> <p>(2) カートリッジ式のものに限ること。</p> <p>(3) 燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。</p> <p>(4) 燃料容器を機器に設置する場合に、燃料が漏えいしないこと。</p> <p>(5) 燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>(6) 床面等に固定して使用すること。</p> <p>(7) 可燃性ガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>(8) 次に掲げる火炎の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところによる。</p> <p>ア 上方に噴き出す場合</p> <p>(7) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの</p> <p>a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>表1 <span style="float: right;">単位：cm</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="10">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>20 以内</th> <th>40 以内</th> <th>60 以内</th> <th>80 以内</th> <th>100 以内</th> <th>120 以内</th> <th>140 以内</th> <th>160 以内</th> <th>180 以内</th> <th>200 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">火 炎 の 長 さ</td> <td>200以内</td> <td colspan="4">25</td> <td colspan="6">50</td> </tr> <tr> <td>300以内</td> <td colspan="4">25</td> <td colspan="5">50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>400以内</td> <td colspan="4">25</td> <td colspan="4">50</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>500以内</td> <td colspan="4">25</td> <td colspan="4">50</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>600以内</td> <td colspan="4">25</td> <td colspan="4">50</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>700以内</td> <td colspan="4">25</td> <td colspan="4">50</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>800以内</td> <td colspan="4">25</td> <td colspan="4">50</td> <td colspan="2">100</td> </tr> </tbody> </table>			火炎の幅										20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	火 炎 の 長 さ	200以内	25				50						300以内	25				50					100	400以内	25				50				100		500以内	25				50				100		600以内	25				50				100		700以内	25				50				100		800以内	25				50				100	
		火炎の幅																																																																																																				
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内																																																																																											
火 炎 の 長 さ	200以内	25				50																																																																																																
	300以内	25				50					100																																																																																											
	400以内	25				50				100																																																																																												
	500以内	25				50				100																																																																																												
	600以内	25				50				100																																																																																												
	700以内	25				50				100																																																																																												
	800以内	25				50				100																																																																																												

b aの範囲内の上方及び側方にそれぞれ表2に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表2

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火 炎 の 長 さ	200以内	50	100	150			200				
	300以内	50	100	150	200			300			
	400以内	50	100	150	200		300				
	500以内	50	100	150	200		300				
	600以内	50	100	150	200		300			400	
	700以内	50	100	150	200		300		400		
	800以内	50	100	150	200		300		400		

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

d aの範囲の周囲6m以内には、観客がないこと。

(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

a 火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火 炎 の 長 さ	200以内	25	50	100			150				
	300以内	25	50	100		150			200		
	400以内	25	50	100		150			200		
	500以内	25	50	100		150		200		300	
	600以内	50		100		150		200		300	
	700以内	50		100		150		200		300	
	800以内	50		100		150		200		300	

b aの範囲内の上方及びその側方にそれぞれ表4に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表4

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火 炎 の 長 さ	200以内	100	150	200	300				400		
	300以内	100	200	300			400			500	
	400以内	150	200	300		400			500		
	500以内	150	200	300	400			500		600	
	600以内	150	200	300	400		500		600		
	700以内	150	200	300	400	500			600	700	
	800以内	150	200	300	400	500		600	700		

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がないこと。

d aの範囲の周囲6m以内（表4に規定する距離が7mの場合にあっては、7m以内とする。）には、観客がないこと。

イ 斜めに噴き出す場合

(7) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。

b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、J I S A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

d b及びcの範囲内には、演技者等がないこと。

e bの範囲の周囲6m以内（表4に規定する距離が7mの場合にあっては、7m以内とする。）には、観客がないこと。

(イ) 火炎の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

		<p>の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 噴き出し角は、水平面から 45 度以上を確保すること。</li> <li>b 噴き出し方向を軸として、火炎の頂部の上方及び最大となる火炎の幅の側方にそれぞれ表 3 に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</li> <li>c 噴き出し方向を軸として、b の円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表 4 に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、J I S A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</li> <li>d b 及び c の範囲内には、演技者等がないこと。</li> <li>e b の範囲の周囲 6 m 以内（表 4 に規定する距離が 7 m の場合にあつては、7 m 以内とする。）には観客がないこと。</li> </ul> <p>3 液体燃料を熱源とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物は、引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内であること。</li> <li>(2) 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。</li> <li>(3) 2 (1)、(3) 及び (5) から (8) までの規定を準用すること。</li> <li>(4) 2 (8) において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲 1 m 以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。</li> <li>(5) (4) の床面に可燃物がある場合は、J I S A1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</li> </ul> <p>4 直接屋外に開放された場所における使用については、2 及び 3 の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲であること。</p>
	<p>危険物品 持込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具を設けること。</li> <li>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 7 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。</li> </ul> </li> </ul>

		<p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が0.5g以下であること。 （容器の個数は問わないものとする。）</p> <p>(4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが8m以上の劇場の場合 （ア）0.1g以下のもの 50個 （イ）0.1gを超え15g以下のもの 10個 （ウ）0.1gを超え5g以下のもの（イ）に含まれるものを除き10個 イ ア以外の場合 （ア）0.1g以下のもの 50個 （イ）0.1gを超え15g以下のもの 10個</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）の項によること。 ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持込み	舞台の部危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	<p>1 消火器具を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）</p>

※ 「防火性能を有する材料」とは次に掲げるものをいう。（以下同じ。）

- ① 準不燃材料
- ② 難燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第6号）に規定するものであって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの
- ③ 防災物品（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の3第3項に規定するもの）であって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの

別表第3 (キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店)

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。 (ア) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。 (イ) 火炎を有するもの 周囲の可燃物から、次の表に掲げる距離以上の距離を確保していること。

  

表
単位：cm

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火 炎 の 長 さ	20以内	60	80	90	100	110	120		130	140	
	40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360

120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

3 火薬類を消費するもの

- (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。
- (2) 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)
- (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

4 その他の裸火

次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。

- (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの  
2 (2) イ (7) の規定に適合するものであること。
- (2) 火炎を有するもの  
2 (2) イ (4) の規定に適合するものであること。
- (3) 微小な火源を有するもの  
演出上必要最小限の範囲内であること。
- (4) 瞬間的に燃焼するもの  
演出上必要最小限の範囲内であること。

5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上最小限の範囲であること。

危険物品  
持込み

- 1 消火器具を設けること。
- 2 従業員等による監視体制が講じられていること。
- 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
  - (1) 危険物  
危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。
  - (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類  
条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。
  - (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）  
容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること。  
(容器の個数は問わないものとする。)
  - (4) 火薬類  
火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。

		<p>ア 0.1g 以下のもの 30個 イ 0.1g を超え 15g 以下のもの 5個</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の 規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
--	--	--

別表第4（百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗）

大規模な百貨店等の場合

指定場所	禁止行為	審査基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。 （不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>(6) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの又は固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 使用する場所は次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限り、以下同じ。）のみを使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>(イ) 階ごとに1か所であること。（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1か所とみなすことができる。）ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p>a 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>b 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、</p>

		<p>当該設備又は附属配管部分に地震等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>(ウ) 防火区画の面積は、150 m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>(エ) スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量はアに規定する使用する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備を使用する場合の総消費量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下とすること。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式のものを除く。）</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
	<p>危険物品 持込み</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具を設けること。</li> <li>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危府令」という。）第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</li> </ol> </li> </ol>

		<p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）  容器的許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。  （容器の個数は問わないものとする。）</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項2(3)アを準用すること。</p> <p>(2) 気体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の使用場所を複数箇所設けることができるとされている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p>
<p>通常客の出入りする部分</p>	<p>喫煙</p> <p>裸火使用  （催事場等）</p>	<p>認めないものとする。</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。  （不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一承認単位内に存する売場における消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式のものを除く。）</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する売場における使用量と合算して1日につき</p>

		<p>木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。</p> <p>3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
裸火使用 (兼営事業部分)		<p>1 通常客の出入りする部分の部裸火使用(催事場等)の項1及び2(2)によること。</p> <p>2 電気を熱源とするものに限ること。</p>
危険物品 持込み(催事場等)		<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上(危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。 (容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
危険物品 持込み(兼営事業部分)		<p>1 通常客の出入りする部分の部危険物品持込み(催事場等)の項1から6までによること。</p> <p>2 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みについては、煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を伴わないものに限ること。</p>

大規模な百貨店等以外の場合

指定場所	禁止行為	審査基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。 （不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>(6) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 使用する場所は不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合を除く。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下であること。ただし、大規模な百貨店等の場合の表中、売場の部裸火使用の項2(3)アに規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式のものを除く。）</p> <p>(ロ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、そ</p>

		<p>の他の固体の燃料 5kg 以下であること。</p>
	危険物品 持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具を設けること。</li> <li>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で 6 m 以上（危府令第 4 4 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては 3 m 以上）、その他の危険物品については水平距離で 3 m 以上離れていること。（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>4 裸火を使用する場所から水平距離で 5 m 以上離れていること。（不燃材料で造ったつ立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 7 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること。 （容器の個数は問わないものとする。）</li> </ol> </li> <li>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をす行為を含む。）を行う場合は、売場の部裸火使用の項 2 (3) アを準用すること。</li> </ol>
通常客の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用 （催事場等）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>(2) 消火器具を設けること。</li> <li>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</li> <li>(4) 出入口、階段等から水平距離で 5 m 以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> <li>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で 5 m 以上離れていること。（不燃材料で造ったつ立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</li> </ol> </li> </ol>

		<p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一承認単位内に存する売場における消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式のものを除く。)</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する売場における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
	<p>裸火使用 (兼営事業部分)</p>	<p>通常客の出入りする部分の部、裸火使用(催事場等)の項1及び2によること。</p>
	<p>危険物品 持込み(催事場等)</p>	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上(危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物     危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p>

		<p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類  条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）  容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。  （容器の個数は問わないものとする。）</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
	危険物品 持込み（兼 事業部分）	通常客の出入りする部分の部危険物品持込み（催事場等）の項1から6までによること。

別表第5（屋内展示場）

指定場所	禁止行為	審査基準
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 展示、実演等のために必要なものに限ること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>(4) 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。</p> <p>(5) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(6) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。 （不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。</p> <p>ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>イ アの距離が定められていないものは、次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。</p> <p>(ア) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</p> <p>a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。</p> <p>(イ) 火炎を有するもの</p> <p>周囲の可燃物から、次の表に掲げる距離以上の距離を確保していること。</p>

  

		火炎の幅									
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
火 炎 の 長	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140		
	40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320

さ	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360
	120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400
	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430
	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470
	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530

(2) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。

ア 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。

イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式のを除く。)

3 火薬類を消費するもの

(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。

(2) 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)

(3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

4 その他の裸火

次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。

(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの  
2 (1)イ(ア)の規定に適合していること。

(2) 火炎を有するもの  
2 (1)イ(イ)の規定に適合していること。

(3) 微小な火源を有するもの  
展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

(4) 瞬間的に燃焼するもの  
展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。

5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、展示、実演等のために最小限の範囲であること。

危険物品  
持込み

1 消火器具を設けること。

2 従業員等による監視体制が講じられていること。

3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上(危険物のうち危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)

4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。

		<p>(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物      危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類      条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）      ア 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。（容器の個数は問わないものとする。）      イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。      (ア) 容量2kg以下の容器に限ること。      (イ) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。      (ウ) 容器の転倒防止措置が図られていること。      (エ) 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類      火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。      ア 0.1g以下のもの 30個      イ 0.1gを超え15g以下のもの 5個</p> <p>7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6の規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
--	--	--

別表第6（車両の停車場）

指定場所	禁止行為	審査基準
<p>公衆の出入りする部分</p>	<p>危険物品 持込み</p>	<p>1 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。）を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。（容器の個数は問わないものとする。）</p>

第1号様式（第10条関係）

浜松市指令消 第 号  
年 月 日

様

浜松市 消防署長



### 禁止行為解除承認証

年 月 日付けで申請のあった浜松市火災予防条例第23条第1項ただし書の規定による禁止行為の解除については、次のとおり承認します。

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
行為を行おうとする場所	
種類	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 裸火使用 <input type="checkbox"/> 危険物品持込み
内容	
承認の期間	

- 【注意事項】
- 1 承認の要件を厳守すること。
  - 2 承認の期間中、本承認証を承認場所の見易い位置に掲出すること。

浜松市指令消 第 号
年 月 日

行為を行おうとする場所	
種類	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 裸火使用 <input type="checkbox"/> 危険物品持ち込み
内容	
承認の期間	

行為を行おうとする場所	
種類	<input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 裸火使用 <input type="checkbox"/> 危険物品持ち込み
内容	
承認の期間	

第2号様式（第11条関係）

浜松市指令消 第 号

年 月 日

様

浜松市 消防署長



## 不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る禁止行為の解除については、承認しないことを決定したので通知します。

### 記

- 1 防火対象物（所在地・名称）
- 2 申請の場所及び行為
- 3 不承認の理由

### 教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。